

諫早市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年4月3日

諫早市監査委員 谷 口 啓

諫早市監査委員 森 口 恭 子

諫早市監査委員 森 和 明

## 令和5年度学校用備品等実地監査結果報告

1 監査の対象 諫早小学校、小栗小学校、真城中学校

2 監査実施日 令和5年12月25日（月）

3 監査の着眼点

(1) 土地・建物について

- ①財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- ②財産台帳及び附属図面と合致しているか。
- ③財産台帳外に存在するものはないか。
- ④財産の維持管理及び補修は適切になされているか。
- ⑤消防法その他法令等に基づき防火防災対策は適正に行われているか。
- ⑥境界の確定（境界標の設置等）は適切か。
- ⑦不法占拠防止策（フェンス、立看板等の設置）は万全か。
- ⑧その他、必要に応じて監査委員が認める項目。

(2) 物品について

- ①物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
- ②年度末において当面必要としない物品を多量に購入していないか。
- ③重要物品管理記録票、備品管理記録票と現物が合致しているか。
- ④備品の処分は適正に行われているか。
- ⑤管理記録票に登載されていない備品が存在していないか。
- ⑥寄附物品は寄附收受の手続がとられているか。
- ⑦借用又は占有動産の管理は適切か。
- ⑧その他、必要に応じて監査委員が認める項目。

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、監査対象施設の財産台帳、附属図面、重要物品現在高調書、備品現在高一覧表、重要物品及び備品購入一覧表等の提出を求め、学校等施設の維持管理や物品の出納保管について、実地に現物検証を行った。

また、必要に応じて、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、監査を実施した。

## 5 監査の結果

土地・建物については、財産台帳等関係書類及び維持管理状況、また、物品については、備品管理記録票等の関係書類及び現品の出納保管状況を監査した結果、おおむね適正に執行されており、特に指摘すべき事項等は見受けられなかった。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。